

あての木園訪問入浴介護センター

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第 1770400016 号)

当事業所は、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービス（以下「サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2 頁
2. 事業所の概要	2 頁
3. 事業実施地域及び営業時間	2 頁
4. 職員の体制	2 頁
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3 頁
6. サービス利用に関する留意事項	5 頁
7. サービス提供における事業所の義務	5 頁
8. サービス利用中の医療の提供について	6 頁
9. 苦情の受付について	6 頁
10. 事故発生時の対応について	7 頁
11. 損害賠償について	8 頁
12. 契約の終了について	8 頁

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 輪島市福祉会
(2)法人所在地 石川県輪島市三井町小泉上野2番地
(3)電話番号 0768-26-1661
(4)代表者氏名 理事長 中山 勝
(5)設立年月日 昭和60年8月14日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類
訪問入浴介護事業 平成12年4月1日指定
介護予防訪問入浴介護事業 平成18年4月1日指定
- (2)事業所の目的
可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅における入浴の援助を行うことにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。
- (3)事業所の名称 あての木園 訪問入浴介護センター
- (4)事業所の所在地 石川県輪島市堀町9字25番地
- (5)電話番号 0768-23-4165
- (6)管理者氏名 岩下 佐智子
- (7)事業所の運営方針
要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行うよう努めるものとします。実施にあたっては関係市町の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図ります。
- (8)開設年月日 平成4年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の実施地域 旧輪島市内
(河原田、三井、河井、鳳至、鶴巣、大屋、西保、南志見、町野地区)
- (2)営業日 土曜日、日曜日は定休日とする。
【8月15日・16日(お盆2日間)・12月30日～1月3日の5日間(年始年末)は除く】
※但し利用者等からの依頼がある場合はこの限りではありません。
- (3)営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

4. 職員の体制

当事業所では、サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。(介護予防訪問入浴介護も含む。)

職 種	人 数
1. 施設長(兼務)	1 名
2. 看護師又は准看護師	1 名以上
3. 介護職員	2 名以上

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
2. 看護職員	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1)利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計画」（以下「ケアプラン」という。）に沿った『訪問入浴介護計画』及び『介護予防訪問入浴介護計画』（以下「計画」という。）を作成し、『計画』の内容を利用者及び家族等に説明し、同意を得た上で決定します。

(2)介護保険給付対象サービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

種類	介助内容
健康状態の確認	血圧測定、脈拍測定、体温測定
更衣の介助	衣服の着脱介助、おむつ着脱の介助
洗髪の介助	洗髪の介助、洗面の介助
入浴や洗身の介助	浴槽やベッドなどへの移動や洗身の介助
疾患等の処置	主治医が指示する処置
その他の介護	耳掃除、整髪、部分浴、清拭、その他入浴に関する介護

①提供するサービス利用料金、利用者負担額について

下記の料金表によって、サービス利用料金をお支払い下さい。自己負担額は介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じて異なります。

○要支援の方

所定単位数	834 単位	
項目	①看護職員 1 人及び介護職員 1 人で行った場合	②介護職員 2 名で行った場合 【所定単位数】×95%
特別地域加算	125 単位	119 単位
合計	959 単位	911 単位
サービス利用料金	9,590 円	9,110 円
利用者負担額 1 割負担の方	959 円	911 円
利用者負担額 2 割負担の方	1,918 円	1,822 円

○要介護の方

所定単位数	1,234 単位	
項目	①看護職員1人及び介護職員2人で行った場合	②介護職員3名で行った場合 【所定単位数】×95%
特別地域加算	185 単位	176 単位
合計	1,419 単位	1,348 単位
サービス利用料金	14,190 円	13,480 円
利用者負担額 1割負担の方	1,419 円	1,348 円
利用者負担額 2割負担の方	2,838 円	2,696 円

②清しき又は部分浴のサービス利用料金、利用者負担額について

【全身入浴が困難な場合、清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)を行った場合】

○要支援の方

所定単位数	584 単位	
項目	①看護職員1人及び介護職員1人で行った場合	②介護職員2名で行った場合 【所定単位数】×95%
特別地域加算	88 単位	83 単位
合計	672 単位	637 単位
サービス利用料金	6,720 円	6,370 円
利用者負担額 1割負担の方	672 円	637 円
利用者負担額 2割負担の方	1,344 円	1,274 円

○要介護の方

所定単位数	864 単位	
項目	①看護職員1人及び介護職員2人で行った場合	②介護職員3名で行った場合 【所定単位数】×95%
特別地域加算	130 単位	123 単位
合計	994 単位	944 単位
サービス利用料金	9,940 円	9,440 円
利用者負担額 1割負担の方	994 円	944 円
利用者負担額 2割負担の方	1,988 円	1,888 円

③その他のサービス加算利用料金・利用者負担額について

項目	サービス利用料金	利用者負担額 1割負担の方	利用者負担額 2割負担の方
サービス提供体制強化加算	360 円	36 円	72 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用料金に5.8%が加算されます。(平成30年3月31日まで)		
中山間地域等に居住する者	通常の事業の実施地域以外の方に基本料金の5%が加		

へのサービス提供加算	算されます。
------------	--------

※介護保険が適用されない場合は全額(10割)のお支払となります。
 要介護認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、申請することで自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画(以下「ケアプラン」という。)が作成されていない場合も、償還払いとなります。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した、「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を、市町の介護保険担当窓口へ提出していただきますと、自己負担額を除く金額が支払われます。
 ※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。

(3)利用料金のお支払方法

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 22 日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

ア・窓口での現金支払 イ・下記指定口座への振り込み 北國銀行 輪島支店 普通預金 267287 ウ・金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：漁業協同組合以外の金融機関

(4)利用の変更、追加、中止

希望により、サービスの利用を変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。サービス利用の変更・追加の申し出に対して、希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

利用予定日の前に、都合により、サービスの利用を中止することができます。この場合にはキャンセル料はいただきませんが、サービスの実施日前日までに事業所に申し出て下さい。

ただし、体調不良等の場合は、当日の申し出でも結構です。

6. サービス利用に関する留意事項

(1)利用者の様子について

前回の利用日から利用日当日の間に、体調や状況等について特に変わったことがありましたらすぐにお申し出下さい。

(2)その他

自宅でサービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、利用者の負担になります。

当日ご用意していただきたいものは次のとおりです。

- 着替え、シーツ類(必要に応じ)
- 医師の指示による処置に係る医薬品等

7. サービス提供における事業所の義務

当事業所では、サービスを提供するにあたって、次のことを守りま

す。

- ①利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携を図ります。
- ②提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④サービス提供時において、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業所及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に心身等の情報を提供します。
- ⑥利用者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、希望により、下記嘱託医及び協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①嘱託医

医療機関の名称	宮下医院
所在地	輪島市三井町長沢6-12
診療科	内科、外科、胃腸科、肛門科

②協力医療機関

医療機関の名称	市立輪島病院
所在地	輪島市山岸町は1-1
診療科	内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、心療科、小児科、産婦人科、皮膚科、

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	広江歯科医院
所在地	輪島市町野町鈴屋ユ部64-1

9. 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付します。

〔苦情受付窓口〕 各部署責任者 〔苦情解決責任者〕 管理者 〔委員〕 各部署責任者(施設内)、第三者委員(施設外)
○受付担当 〔職種〕 介護職員 〔氏名〕 西山 亮(にしやま りょう) ☎(0768)23 - 4165 FAX(0768)23 - 4166 Eメール : atenoki@skyblue.ocn.ne.jp
○受付時間 : 24時間受付いたします。 口頭や書面、代理人の方の申し立ても受付いたします。なお、投函箱を事業所内に設置しております。

(2)行政機関その他苦情受付機関

輪島市役所 福祉環境部健康推進課	所在地 〒928-0001 輪島市河井町 2-287-1 ふれあい健康センター内 ☎(0768)23 - 1136 FAX(0768)23 - 1138 Eメール : kaigo@city.wajima.lg.jp 受付時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日曜日、祝日を除く)
石川県国民健康保険団体連合会	所在地 〒920-0968 金沢市幸町 12 番 1 号 石川県幸町庁舎 5 階 ☎(076)231-1110 FAX(076)231 - 1601 Eメール : kaigo110@sr.incl.ne.jp 受付時間 : 午前 9 時～午後 5 時(土・日曜日、祝日を除く)
石川県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 〒920-8557 金沢市本多町 3 丁目 1 番 10 号 石川県社会福祉協議会 2 階 社会福祉法人 石川県社会福祉協議会内 ☎(076)234 - 2556 FAX(076)234-2558

10. 事故発生時の対応について

- 自宅内において事故等が発生した場合は、事故発生時における内容に対応した職員が事故報告書をリスクマネージャーに提出すると共に、施設長に報告します。管理者は、内容により事故の状況を理事長に報告します。
- 事故発生時に対応した職員は、事故発生内容に応じて速やかに家族等に連絡するとともに嘱託医、協力医療機関及びその他の医療機関に処置・診療・入院治療等を行ってまいります。
- 重大な事故(死亡・事故が原因による入院・食中毒・感染症・結核・職員の法令違反・職員による不祥事等)の場合は、輪島市並びに利用者の保険者の担当課に報告し、事故報告書を提出するものとします。
- 事故報告書に基づきリスクマネジメント委員会及び事故対策委員会を開催し事故を未然に防ぐような対応を検討し事故再発防止にむけて取り組みます。

1 1. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 2. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①死亡した場合
- ②要介護認定により自立と判定された場合
- ③当事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥事業所から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、本契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ②入院又は入所された場合
- ③ケアプランが変更された場合
- ④事業所もしくは職員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業所もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所もしくは職員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2)事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しが

たい重大な事情を生じさせた場合

- ②サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業所又は職員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

平成 年 月 日

当事業所のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、説明書を交付しました。

所在地 石川県輪島市堀町9字25番地
事業所名 あての木園訪問入浴介護センター
説明者職氏名 介護職員 ㊟

平成 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所.....

利用者氏名.....㊟

署名代行者

私は、利用者の意思を確認したうえ、次の理由により署名を代行しました。

1. 寝たきり 2. 認知症 3. 手の障害 4. その他()

住所.....

氏名.....㊟

利用者との関係.....

別紙資料

- 1) 介護保険サービスを利用される方やご家族の皆様に

- 2) 訪問入浴介護センターのご案内

- 3) 介護サービスに関する苦情処理体制

- 4) 事故対策委員会実施規約

1)介護保険サービスを利用される方やご家族の皆様へ

介護保険サービスを利用される方やご家族の皆様へ

介護サービスに関する不安や不満はありませんか？

介護サービスに関する苦情の受付や相談窓口を設置しています。お気軽にご利用ください。

相談窓口

- お住まいの市町村 介護保険担当課
- 石川県国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情110番

石川県国民健康保険団体連合会

電話 **(076) 231-1110**

受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

FAX **(076) 231-1601**

電子メール **Kaigo110@sr.incl.ne.jp**

苦情相談には、介護や福祉の専門職員が応じます。

また、相談者のプライバシーを保護し、個人の秘密は厳守しますので安心してご利用いただけます。

相談の内容によっては、サービス事業者に対する調査、指導、助言を行い、その結果は相談された方にお知らせします。

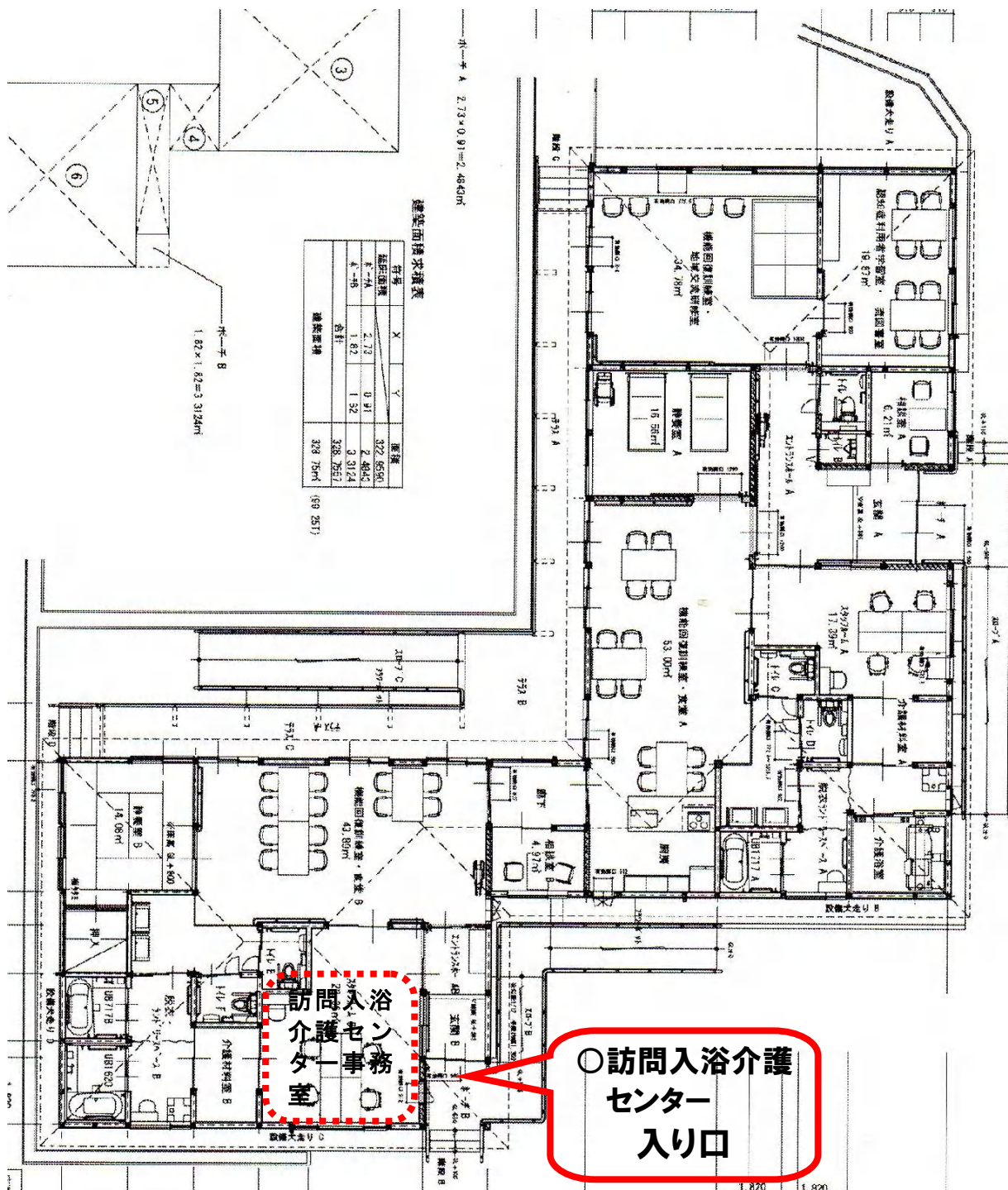
安心だね



石川県国民健康保険団体連合会

〒920-0968 金沢市幸町12番1号(石川県幸町庁舎5階) TEL (076) 261-5191(代) FAX (076) 261-5148

2)訪問入浴介護センターのご案内



3)当施設における介護サービスに関する苦情処理体制

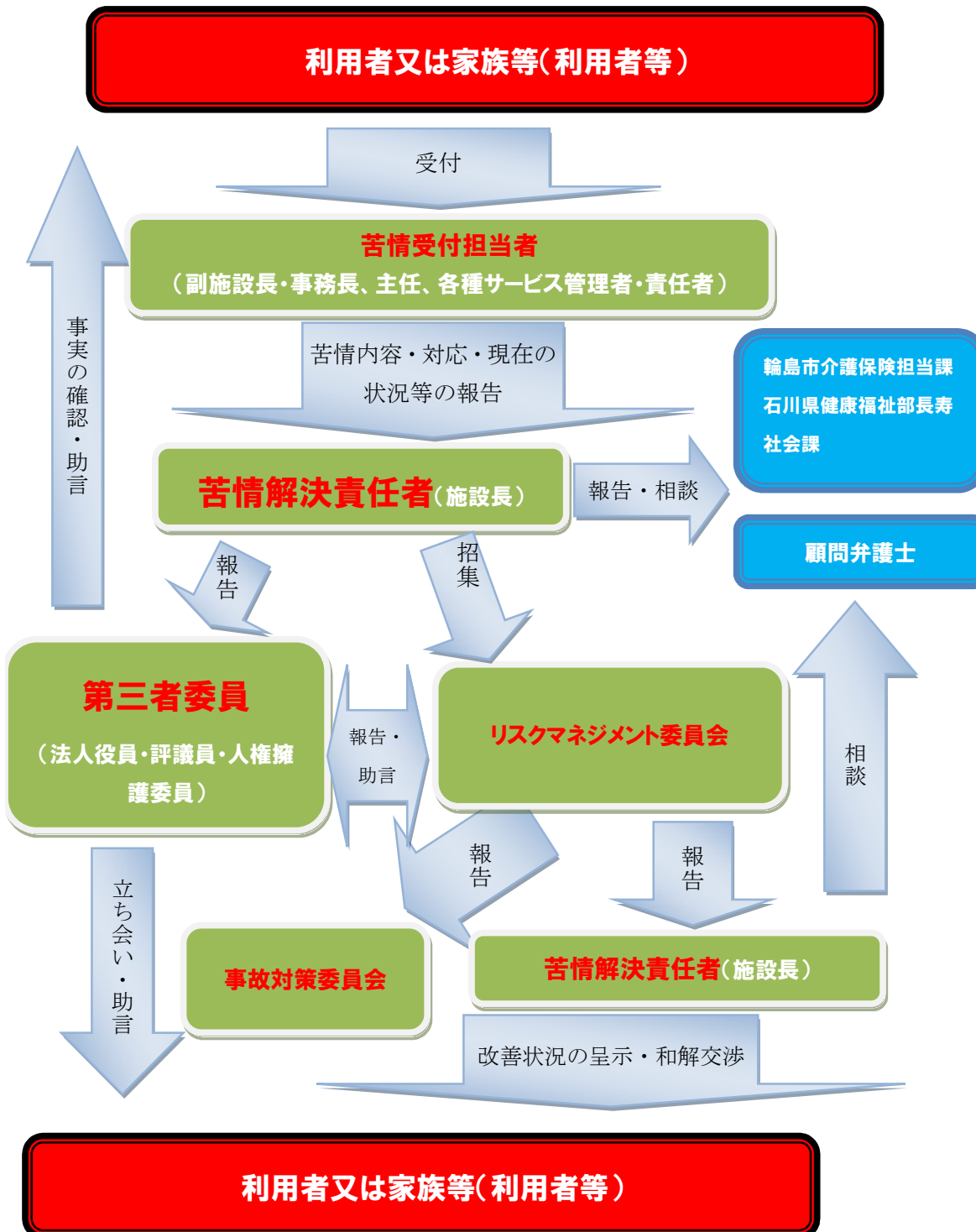
社会福祉法人 輪島市福祉会 苦情対応フロー①

(重大な不当行為に関する苦情)

【例】

虐待(身体的・精神的・経済的・性的虐待等)

法令違反(不正請求・人権侵害・プライバシー違反・違法行為等)



4)事故対策委員会実施規約

1 対策委員会の目的

1. 事故防止に対する職員の意識の道德の涵養と向上を図る。
2. 事故防止のためのマニュアルの作成と見直しを行う。
3. 事故防止マニュアルの周知と活用を進める。
4. 事故防止のための研修の計画と実施。
5. 事故発生時における対応と再発防止の対策をとる。
6. その他事故防止に関する対応。

2 対象事故の範囲

社会福祉法人輪島市福祉会が設置経営する事業所(特養、短期、デイ、訪問介護、訪問入浴、居宅介護支援)にかかる火災、地震、その他自然災害を除く全ての事故を対象とする。

3 委員会の設置

リスクマネジメント実施要綱第6条第1項の定めによる。

4 委員の構成

リスクマネジメント実施要綱第6条第1項(1)の定めによる。

5 委員長・副委員長・事務局の選出

リスクマネジメント実施要綱第6条第1項(2)の定めによる。

6 委員会の開催

リスクマネジメント実施要綱第6条第3項の定めによる。

7 委員会での検討事項の公表

委員会での検討事項は、個人のプライバシーに配慮して直ちに公表し、事故防止に資する。

8 事故の報告

発生事故時における内容及び対応については、リスクマネジメント実施要綱第7条第2項の定めによる。

9 その他

事故防止に関するその他の事項は、リスクマネジメント実施要綱第8条に定めにより対策委員会でその都度決め、リスクマネジメント委員会に報告する。